

東京都立深川高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- (2) どの生徒も被害者・加害者になりうるものである。
- (3) 未然防止および、早期発見・早期解決で、心の傷を最小限にしなければならない。
- (4) 人権尊重の精神の下、学校・家庭・地域社会との連携をはかる。

2 学校及び教職員の責務

- (1) 保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む
- (2) 人権・生命尊重教育等の充実
- (3) 早期発見のための措置及び関係機関との連携
- (4) 相談体制の整備
- (5) インターネット対策の推進

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を行う。

イ 所掌事項

- 基本的な考え方に基づき、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- 生徒・保護者などからのいじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめに関する情報収集と関連機関との共有を行う。
- いじめに係る情報があった際に、校内連携の中核として、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方法の決定、保護者との連携等の対応を行う。

ウ 会議

各学期1回を原則として、また、問題発生時に速やかに開催する。

エ 委員構成

副校長、生活指導主任、学年主任、生活部担当、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

外部の構成員を加えた組織で、学校組織と一体となって、いじめ問題等の迅速かつ円滑な解決を図る。個別のケースに対し、必要な構成員を招集し、情報の共有や対応方針の助言・協力をする。

イ 所掌事項

- いじめ問題への対策・対応の分析と評価、助言・協力
- いじめに関する調査等を行うための検討、及びその分析の関係機関との共有
- 問題を起こす子どもに対しての指導に関する検討
- 関係生徒への心のケアに関する関係機関との連携

ウ 会議

校長が必要に応じて、速やかに招集し、問題解決のために随時開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、弁護士、臨床心理士、学識経験者、警察署スクールサポーター、少年センター委員、民生委員、青少年委員、学校支援センター指導主事、PTA

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 信頼関係の構築

教職員同志、生徒と教職員、生徒同士の信頼関係の大切にする学校づくりを行う。

イ コミュニケーション能力の育成

コミュニケーション能力に優れ、他者を思いやり、考え方や文化を尊重できる生徒を育てていく。

ウ 規範意識の醸成

学校生活全般において、正しい行いが賞賛され、不真面目な行為は許さないと いった規範意識をもとに、正義感ある集団を形成させていく。

エ “居場所づくり” でいじめを減らす

生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる居場所を提供する。
そのための、授業づくり、学級づくり、課外活動づくりを積極的に行う。

(2) 早期発見のための取組

ア いじめ実態調査の実施

定期的な「生活意識調査」の中に、いじめに関する項目を設けて、問題を見出す。

イ 生徒の出席状況の把握

生徒の欠席・遅刻・早退等の客観視できる生活状況を把握し、問題要素の発見に努める。

ウ 生徒の学習状況の把握

急激な成績不振、無気力な授業態度など、いじめが背景にある学習理解の遅れに繋がる要素を授業担当と担任が共有する。

エ 生徒の生活状況の観察

学習の遅れや不潔的な身だしなみなどにより、授業中や休み時間、また、学校行

事等の特別活動の際に嘲笑される、掲示物や落書きなどを見逃さない。

オ 生徒の家庭環境、社会環境の把握

学校の外で生みだされている「不機嫌怒りストレス」を見出し、いじめに繋がる家庭や社会の影響を把握する。

(3) 早期対応のための取組

ア 事実関係の把握

いじめられている生徒の立場や本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築き、丁寧に聴き取りをする。

「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら時系列に整理して記録する。

イ 安全確保と全面支援（心のケア）

自分がいじめられていることを他者に話すことは、本人なりに大きな決断であり大変に勇気のいる行動であることから、いじめられている生徒の心情を十分理解し、相手の立場に立って話を聞く。自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」心のケアを図る。

ウ 緊急避難的措置による配慮

緊急性や深刻さを考慮して、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室）などの緊急避難措置を講じて、安心と学習保障をする。

エ いじめた生徒への対応

何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめ行為に発展することがある。周囲の同調や受けた本人の表情から深刻さが見取れずに、いじている生徒も自分がいじているという認識が希薄になりがちであり、事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って、心の痛みや苦しみを感得させながら指導に当たる。

オ 周囲の生徒への指導

見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であり、全員が当事者であることを理解させる。違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくることが大切であることを理解させる。

カ 保護者への対応

被害生徒の保護者への対応は、新しい事実が分かったときや学校の指導方針は逐次報告することに努め、保護者の心情を十分理解して、誠意ある対応をする。

加害生徒の保護者への対応は、「問題の発生を子どもの成長の契機」と捉え、信頼関係を築きながら、協力して問題の解決に当たる。

(4) 重大事態への対処

ア 速やかな報告

直ちに東京都教育委員会(支援センター)に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を母体として速やかに組織を設ける。学校における指導・援助に専門性・事件性などの面で学校の範囲を超える場合

は、共通認識・共通理解をもち、速やかにサポートチームによる対応をする。

イ 情報の提供

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

ウ 説明会の実施

保護者や報道機関への誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないように、説明会等を実施する必要がある場合は期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないように十分な対応・配慮をする。

エ 調査結果・対応の報告

随時、教育委員会をはじめとする関係協力機関に、調査結果や対応の進捗状況を報告する。

オ 再発防止

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

5 教職員研修計画

(1) (仮称) いじめの問題に関する事例研修会等の実施 (年1回)

(2) (仮称) 生徒情報交換会の実施 (年2回)

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者会や個人面談の充実

(2) 保護者会でのスクールカウンセラー紹介、スクールカウンセラー便り等の発行

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 心理的なケアが必要であると判断した場合の連携先

臨床心理士、警察署スクールサポーター、少年センター委員 など

(2) 生徒や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合の連携先

弁護士、臨床心理士、学識経験者、警察署スクールサポーター、少年センター委員、民生委員、青少年委員、PTA など

(3) 問題行動を繰り返す生徒の処遇や、配慮を要する保護に関する場合の連携先

臨床心理士、学識経験者、警察署スクールサポーター、少年センター委員、民生委員、青少年委員 など

(4) 学校間・異年齢にまたがる集団による場合の連携先

学識経験者、警察署スクールサポーター、少年センター委員、民生委員、青少年委員、東部学校支援センター指導主事 など

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 教育委員会による評価・助言・協力

(2) 学校サポートチームによる評価・助言・協力

(3) 学校運営連絡協議会による学校アンケート（地域・保護者・生徒）の実施